



しあわせ信州

平成 30 年(2018 年)4 月 2 日付け広報の業務について、建築基準法による点検に加え、判定作業の結果を評価することとし、建設工事に係る設計等の委託業務として、発注方法等を変更します。

訂正版

長野県総務部財産活用課 平成 30 年(2018 年)5月8日

県有施設の定期点検業務を実施します

長野県ファシリティマネジメント基本計画 (H29.3 策定) に基づき、施設毎の損傷、腐食その他の劣化の状況を点検し、計画的な修繕・改修を推進するため、以下のとおり県有施設の定期点検業務を実施します。

- 1 業務概要 建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項による定期点検・判定作業等
- 2 対象施設 高等学校及び特別支援学校 (平成 30 年度)
- 3 発注時期 ~~第 1 四半期 (6 月)~~
6 月から順次
- 4 発注方法 ~~一般競争入札「業務委託・役務の提供」~~
受注希望型競争入札
- 5 発注件数 ~~10 件 (予定)~~
14 件 (予定)

各業務の発注時期及び発注件数の詳細については、長野県入札情報システムに掲載する「年間発注計画」でご確認ください。

長野県公式ホームページから以下の順に進んでください。

県政情報・統計 > 入札・調達 > 公共工事入札・契約情報 > 電子入札
> 長野県電子入札システムスタートページ > 入札情報 > 「年間発注計画」

6 担 当 財産活用課 (発注課)

○ ご不明な点は、担当までお問合せください

確かな暮らしが営まれる美しい信州
～学びと自治の力で拓く新時代～

しあわせ信州創造プラン 2.0 (長野県総合 5 か年計画) 推進中

長野県総務部財産活用課財産活用係
(課長) 辻 久明 (担当) 伊藤 かなみ
電話 026-235-7047 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2236
FAX 026-235-7474
E-mail zaikatsu@pref.nagano.lg.jp